附　則

1　この命令は、平成二十八年九月二十四日から施行する。

2　この命令の施行の際現にこの命令による改正前の原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号又は第十九号の規定によりされている届出（ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物に係る届出に限る。）は、改正後の原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。

○国土交通省令第六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第一項の規定に基づき、地籍基本調査基礎計画の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

地籍基本調査基礎計画の一部を改正する省令

地籍基本調査基礎計画（平成二年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「市街地並びに市街地以外の地域のうち主として山林が占める地域及びその周辺の地域であって、地籍調査の促進を図ることが必要な」を「次に掲げる」に改め、同条に次の二号を加える。

一　市街地並びに市街地以外の地域のうち主として山林が占める地域及びその周辺の地域であって、地籍調査の促進を図ることが必要な地域

二　地震による地盤の著しい変動が生じたことにより地籍調査の成果が現況に適合しなくなり、再び地籍調査を実施することが必要な地域

第四条中「法第五条第一項」を「法第四条第一項又は法第五条第一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第二項の規定に基づき、被災地域境界基本調査作業規程準則を次のように定める。

平成二十八年九月二十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

被災地域境界基本調査作業規程準則

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　計画（第九条―第十一条）
第三章　被災地域境界基本測量
　第一節　総則（第十二条―第十六条）
　第二節　被災地域境界基本三角測量（第十七条―第二十一条）
　第三節　被災地域境界基本細部点計算（第二十二条―第二十四条）
　第四節　被災地域境界基本調査点計算（第二十五条―第二十六条）
第四章　被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の作成（第二十七条―第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量のうち、地震による地盤の著しい変動が生じたことにより地籍調査の成果が現況に適合しなくなり、再び地籍調査を実施することが必要な地域において、現況と地籍調査の成果との差異を明らかにするために行う測量（以下「被災地域境界基本調査」という。）に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　座標値　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第一に掲げる平面直角座標系（以下「座標系」という。）による平面直角座標値をいう。

二　被災地域境界基本調査点　土地の区画又は位置及び形状を構成する点をいう。

三　被災地域境界基本調査点計算　被災地域境界基本調査点の座標値の計算をいう。

四　被災地域境界基本細部点　被災地域境界基本調査点計算の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。

五　被災地域境界基本細部点計算　被災地域境界基本細部点における地盤の変動の計算をいう。

六　被災地域境界基本三角点　被災地域境界基本細部点計算の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本三角点をいう。

七　被災地域境界基本三角測量　被災地域境界基本三角点の測量をいう。

（趣旨の普及）

第三条　被災地域境界基本調査を行う者は、あらかじめ被災地域境界基本調査の意義及び作業の内容を一般に周知し、その実施について地域住民その他の者の協力を得るように努めるものとする。

（被災地域境界基本調査の作業）

第四条　被災地域境界基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

一　被災地域境界基本三角測量

二　被災地域境界基本細部点計算

三　被災地域境界基本調査点計算

四　被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の作成

（計量単位）

第五条　前条第一号に規定する測量並びに同条第二号及び第三号に規定する計算（以下「被災地域境界基本測量」という。）における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

（管理及び検査）

第六条　被災地域境界基本調査を行う者又は被災地域境界基本調査の成果について認証を行う者は、被災地域境界基本調査が令別表第三に定める誤差の限度内の精度を保ち、かつ、被災地域境界基本調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないように管理し、及び検査を行うものとする。

（記録等の保管）

第七条　被災地域境界基本調査を行う者は、被災地域境界基本調査に関する資料及び測量記録その他の記録を保管しなければならない。

（省令に定めのない方法）

第八条　被災地域境界基本調査を行う者は、地盤の変動の状況等によりこの省令に定める方法によりがたい場合には、国土交通大臣の承認を受けて、この省令に定めのない方法により被災地域境界基本調査を実施することができる。

第二章　計画

（被災地域境界基本調査の実施に関する計画）

第九条　被災地域境界基本調査を行う者は、当該被災地域境界基本調査の開始前に、次に掲げる事項について被災地域境界基本調査の実施に関する計画を作成するものとする。

一　調査地域及び調査面積

二　調査期間

三　被災地域境界基本調査図の縮尺

四　作業計画